

令和3年白川町議会第1回定例会会議録（第4日）

1. 応招年月日 令和3年3月19日（金）午前10時00分 白川町役場 議場

2. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名者の指名

日程第2 議第1号 令和3年度白川町一般会計予算

議第2号 令和3年度白川町国民健康保険特別会計予算

議第3号 令和3年度白川町簡易水道特別会計予算

議第4号 令和3年度白川町地域振興券交付事業特別会計予算

議第5号 令和3年度白川町介護保険特別会計予算

議第6号 令和3年度白川町後期高齢者医療特別会計予算

日程第3 議第25号 白川町辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

日程第4 議第26号 久室地区急傾斜地崩壊対策工事請負契約の変更について

日程第5 同第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

同第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第6 諮問第1号 人権擁護委員に推薦につき意見を求めることについて

諮問第2号 人権擁護委員に推薦につき意見を求めることについて

日程第7 議会活性化特別委員会の設置について

日程第8 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

3. 出席議員 1番 服部圭子君、 2番 佐伯好典君、 3番 梅田みつよ君、  
4番 藤井宏之君、 5番 嶋田有康君、 6番 渡邊昌俊君、  
7番 細江茂樹君、 8番 安江孝弘君、 9番 今井昌平君

4. 欠席議員 なし（全員出席）

5. 説明のために出席した者の職氏名

町長	横家敏昭君、	副町長	佐伯正貴君、
教育長	鈴村雅史君、	総務課長	安江章君、
企画課長	長尾弘巳君、	町民課長	藤井勝則君、
保健福祉課長	杉山哉史君、	農林課長	三宅正仁君、

建設環境課長 藤井充宏君、 教育課長 藤井寿弘君、  
会計管理者 加藤博史君

6. 職務のために出席した者

事務局長 大岩裕樹君、 書記 川上真理君  
書記 今井寧菜君

7. 会議の経過

(議長 9番 今井昌平君)

- 議長 皆さん、おはようございます。今日は4日目ということで予算審査報告などがありますが、真剣に会議に臨んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それからコロナも、ご承知の通り緊急事態宣言が明後日から解除されまして、私達の岐阜県もできればもうゼロという日が続くようになれば、一番いいと思っています。もちろん、正念場であり、第4派にならないよう私たちがまずお願いをしたり、手洗いをすることが必要だと思っております。

そのような状況ですが、慎重な審議をお願いします。なお、本日の会議中、広報担当職員による写真撮影を許可しておりますので、ご承知おきください。

また、審議中のやじ等は控えていただき、議事に集中されるようお願いいたします。

- 議長 ただいまの出席議員は全員であります。よって会議は成立しました。

- 議長 ただいまから本日の会議を開きます。

◇日程第1 会議録署名者の指名

- 議長 日程第1「会議録署名者の指名」を行います。

- 議長 会議録署名者は、白川町議会会議規則第119条の規定により、議長において、4番 藤井宏之君、5番 嶋田有康君を指名します。

◇日程第2 議第1号 令和3年度白川町一般会計予算

議第2号 令和3年度白川町国民健康保険特別会計予算

議第3号 令和3年度白川町簡易水道特別会計予算

議第4号 令和3年度白川町地域振興券交付事業特別会計  
算

議第5号 令和3年度白川町介護保険特別会計予算

議第6号 令和3年度白川町後期高齢者医療特別会計予算

- 議長 日程第2 議第1号「令和3年度白川町一般会計予算」、議第2号「令和3年度白川町国民健康保険特別会計予算」、議第3号「令和3年度白川町簡易水道特別会計予算」、議第4号「令和3年度白川町地域振興券交付事業特別会計予算」、議第5号「令和3年度白川町介護保険特別会計予算」、議第

6号「令和3年度白川町後期高齢者医療特別会計予算」、以上6件については、去る3月11日の本会議において、予算審査特別委員会にその審査を付託しておりますので、委員会の審査結果について、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長 梅田みつよ君。

(予算審査常任委員会委員長 梅田みつよ君 登壇)

○ 予算審査特別委員長 白川町議会予算審査特別委員会議案審査報告。

予算審査特別委員会に付託された、令和3年度白川町一般会計予算、令和3年度白川町国民健康保険特別会計予算、令和3年度白川町簡易水道特別会計予算、令和3年度白川町地域振興券交付事業特別会計予算、令和3年度白川町介護保険特別会計予算及び令和3年度白川町後期高齢者医療特別会計予算について、審査の結果を報告します。

本委員会は、3月15日から17日の3日間にわたり、執行部から詳細な説明を受け、活発かつ慎重な審議を行った結果、一般会計予算及び5つの特別会計予算については、委員全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

本町の当初予算は、一般会計60億3,000万円で前年当初対比1.7%増、5つの特別会計合計は28億6,850万円で0.8%増、総額では88億9,850万円の1.4%の増となり、コロナ禍にあっても積極的なものとなっています。

新たに策定されたまちづくりの最重要指針「第6次総合計画」の推進に重点を置き、幅広い分野での政策が令和3年度から始まることとなります。新築移転する方針が示された役場新庁舎は、候補地が決定したことから建設に向けた基本計画を策定し、2025年度の供用開始に向けて進むこととなりますが、将来負担の軽減など様々なことを十分協議され、町民に親しまれる庁舎になるよう一層の取り組みをお願いするものであります。

また、白川中学校と佐見中学校の学校統合は、令和4年4月と決定されました。人口減少が進む中、避けては通れない方向ではありますが関係者と十分な協議を行い、将来的な学校統合計画に沿って、着実に進められるようお願いするものであります。

新年度の事業の実施に当たっては、審議の中で出されました意見や提案について十分検討するとともに、最小の経費で最大の効果を上げられるよう、効果的かつ効率的に推進されるようお願いいたします。

詳細につきましては、議長に提出しました報告書によりご承知願うこととし、次の9点の審査意見を付して審査報告といたします。

○ 議 長 委員長に対する質疑は省略し、討論を行います。  
まず、本案に対して反対の討論を許します。

(なし)

○ 議 長 なければ次に、本案に賛成の討論を許します。

○ 議 長 はい、2番 佐伯好典君。

(2番 佐伯好典君 登壇)

○ 2 番 昨年から続くコロナウィルス感染症の影響は、これまでの生活を一変させ、本町でもさまざまな行事の中止や事業への影響がありました。町民においても医療、福祉関係を始め、人と接触のある職業や飲食店の方々はその仕事に大きな影響を受け、大変なご苦勞があったと思われま

す。  
この苦境を脱するためには新たな生活様式への変換をはじめ、ICTを活用した会議やコミュニケーションなど、変化に対応する柔軟さが必要だと感じます。町行政はもとより、議会も様々な課題に対し今までの常識や慣例に縛られすぎることなく、変化を恐れない柔軟な姿勢を持つことを望みます。

さて、令和3年度一般会計予算では、新庁舎建設へ向け庁舎建設検討委員会の設置や基本設計などの予算が挙げられました。町の防災拠点や町行政の中心としてだけでなく、町の、町民のシンボルとなるよう町民みなで作り上げた新庁舎と言えるような住民参加型で進めていただくようお願いいたします。

コロナ禍により大きく進んだICTに対しても、GIGAスクール構想へ向け、いち早く町内全ての小中学生へのタブレット配布を評価するとともに、農業や測量等へのドローンの活用、ワーケーションの受け入れのためのwifi整備などの予算計上があり、その先にあるスマート自治体いわゆるスーパーシティ構想へも見据えた動きになることを期待します。

防災では、東日本大震災から10年の節目であり、東南海トラフへの関心が高まる中、各自治会への自主防災活動補助金の大幅な増額をはじめ、避難所の環境向上に対しての備品購入、要支援者に向けての耐震シェルター設置補助など、自助、共助、公助の強化へ向けての取り組みに対しても評価します。

町長提案にあったピアチェーレの目的地化は大きな課題です。情報発信や多様なアイデアに長けた地域おこし企業人の活用による活性化とともに築25年を超え老朽化が進む施設に関しても、再生検討委員会等話し合いの場を設置し未来へのビジョンの策定に期待します。

また、昨年本町でオンライン配信で行われた岐阜県グリーンツーリズム

大会も今年度は岐阜県中から人を集め行われます。コロナにより田舎に注目が集まる中、本町の豊かな自然環境とそこで暮らしをどのようにアピールしていくのか、SDGsへの視点を中心に未来を見据え町民みんなと考えていくきっかけになることを願います。

昨年から猛威を奮っているコロナウィルス感染症は、ワクチン接種が開始されるとはいえ、まだまだ余談を許しません。引き続きしっかりと感染対策を講じていただくことをお願いすると共に、予算の執行にあたり常に精査し効果的に執行されることをお願いして令和3年度一般会計予算及び5つの特別会計予算についての賛成討論とします。

○ 議 長

他に賛成討論。

はい、1番 服部圭子君。

(1番 服部圭子君 登壇)

○ 1 番

令和3年度予算に対し、賛成の立場で討論いたします。

国勢調査が行われ、危ぶまれていた地方交付税は同額とし、有利な起債を活用し、さらに基金の運用を視野にいれ、健全財政予算を組まれたことを評価し賛成するものです。

今後、庁舎建設・学校建設を控え、災害やコロナによる経済打撃を受ける町民の増加も予想され、補助金依存体質を警戒し、お金では買えない人や自然の資源の可能性を伸ばすことが新しい時代にはこれまで以上に大切だと思います。

本予算が時代の課題を乗り越えるために3つのキーワード「連携」「IT化」「学びあい」施策を進める予算となることを理解し、賛成をいたしました。

特に評価できる点と意見を6点述べます。

①農業の分野です。

長年にわたり手厚く保護している大豆栽培と大豆加工業者の補助金依存経営は、収量の伸び悩み、農薬依存の課題も持っている。今後は柔軟に持続可能な経営と、有機農業との連携を積極的に取り入れ、積み上げた知恵と自然の力に基づいた農業へと進むことが確認できた。

令和3年は有機農業推進計画の大きな見直しが行われる。農業委員会と長年の有機農業実践者と連携し農家へのヒヤリングをされ計画を見直すことも評価しました。

②コロナ対策と心と体の健康分野です。

変異性コロナに対し警戒が続いている。オリパラ開催に向けても、PCR検査と早期隔離がコロナ対策には原則である。諸外国では20%～30

%と検査が進んでいるのに、日本はたった4%。このために国が、介護施設などにPCR検査を進める補助金を出すことにしたと聞いた。これこそ補助金を活用して優先して行うべき根本的な感染ストップコロナ対策であり、重症化しても医療体制が脆弱である地方にあっては、いの一の一番に取り組む補助金の活用であると考えます。ワクチン接種とともに、気を緩めてはいけないのがPCR検査だと考えます。

コロナ対策については、地域医療関係者の意見を十分に取り入れて学びあいと連携によりコロナピンチをチャンスとされたい。

熱中症対策にエアコン設置の支援を要望し続けているが、厚生省がエアコン設置についても推進するように自治体に要請しているが、かたくなに拒否する姿勢の理由を理解することができなかった。引き続き検討され、熱中症を防がれたい。

#### ③防災施策です。

自治会単位の自主防災力を高めるために自治会への防災対策費の増額、シェルターへの補助等、予算化されており大変評価できた。また、常に自治会の要望を、アンケートで汲み取り改善されていることにも評価できた。毎年要望や意見を吸い上げるシステムを構築されたい。

#### ④消防団費です

消防団員個別に、報償費が払われることになったことも「団員から本当にありがたい」と感想をいただいている。現団長、行政のご尽力に感謝したい。また、令和2年度操法大会が中止されても自主訓練を行い、操法大会の意義は別の形で充分達成されたと聞く。それにより「操法大会をやめてほしい」という声が大きくなっている。消防団の活性化に向けさらなる行事や操法大会の改革を進められたい。

#### ⑤女性の社会参画推進とジェンダー平等について

男女共同参画推進計画の見直しが進められているが、女性議員をはじめとする町内女性リーダー等と有識者を交えた計画見直しをされたい。この計画は、女性のためだけではなく社会の風通しのよさや、年齢格差、人種の違いを超え、認め合い学びあう、連携し、助け合える社会を作っていくものです。白川町の策定は25年ほど前で、県内でも最後から2番目だったと記憶しています。男尊女卑、家父長制がまだ残っている日本社会、地方社会では、地域活性のために大変重要な計画ですので、急いすすめられたい。

今委員会では女性委員長の議事進行に3つの点で大変敬意を表したい。

#### ①ヤジ、威圧的な発言や態度に対し会議冒頭で注意を要請されたこと。②

委員会の目的である予算の中身を十分審議することを最優先し、時間配分に努力されたこと。③小さな視点も拾い上げ、終始発言の自由と権利を守られました。

結果、行政の予算にかける努力も評価できたり、予算根拠や目標の曖昧さ、連携の弱さ、IT化の遅れなども浮き彫りになりました。

今一度、あらゆる協議会や議論の進行の仕方、中身の濃い会議のあり方を見直す手本としていただきたい。

オリパラ会長の女性蔑視発言は記憶に新しいが、男性優位の社会では生まれにくい「話をしつくすあり方」の可能性を証明したのではないかと思います。

以上を持って、本予算が3つのキーワード「連携」「IT化」「学びあい」施策を進める予算になることを理解し、意見を述べ賛成討論といたします。

- 議長 他にありませんか。  
なければ討論を終わります。採決します。  
議第1号「令和3年度白川町一般会計予算」に対する委員長の報告は可決であります。本件を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立多数)
- 議長 起立多数であります。よって、議第1号「令和3年度白川町一般会計予算」は、委員長報告のとおり可決しました。
- 議長 議第2号「令和3年度白川町国民健康保険特別会計予算」に対する委員長の報告は可決であります。本件を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立全員)
- 議長 起立全員であります。よって、議第2号「令和2年度白川町国民健康保険特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決しました。
- 議長 議第3号「令和3年度白川町簡易水道特別会計予算」に対する委員長の報告は可決であります。本件を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立全員)
- 議長 起立全員であります。よって、議第3号「令和3年度白川町簡易水道特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決しました。
- 議長 議第4号「令和3年度白川町地域振興券交付事業特別会計予算」に対する委員長の報告は可決であります。本件を委員長の報告のとおり決することに

賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○ 議長 起立全員であります。よって、議第4号「令和3年度白川町地域振興券交付事業特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決しました。

○ 議長 議第5号「令和3年度白川町介護保険特別会計予算」に対する委員長の報告は可決であります。本件を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○ 議長 起立全員であります。よって、議第5号「令和3年度白川町介護保険特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決しました。

○ 議長 議第6号「令和3年度白川町後期高齢者医療特別会計予算」に対する委員長の報告は可決であります。本件を委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○ 議長 起立全員であります。よって、議第6号「令和3年度白川町後期高齢者医療特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決しました。

◇日程第3 議第25号 白川町辺地に係る公共的施設の総合計画の変更について

○ 議長 日程第3 議第25号「白川町辺地に係る公共的施設の総合計画の変更について」を議題とします。

説明を求めます。総務課長。

(総務課長 安江 章君 登壇)

○ 総務課長 議第25号「白川町辺地に係る公共的施設の総合計画の変更について」、議案及び提案説明を朗読し、説明した。

○ 議長 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○ 議長 質疑を終わります。討論を行います。

(「賛成」の声あり)

○ 議長 討論を終わります。採決します。

議第25号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 ご異議なしと認めます。よって、議第25号「白川町辺地に係る公共的施設の総合計画の変更について」は、原案のとおり可決しました。

◇日程第4 議第26号 久室地区急傾斜地崩壊対策工事請負契約の変更について



- 議 長 次に、日程第4、議第26号「久室地区急傾斜地崩壊対策工事請負契約の変更について」を議題とします。  
説明を求めます。建設環境課長。  
(建設環境課長 藤井充宏君 登壇)
- 建設環境課長 議第26号 久室地区急傾斜地崩壊対策工事請負契約の変更について、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議 長 説明が終わりました。質疑を許します。  
(「なし」の声あり)
- 議 長 質疑を終わります。討論を行います。  
(「賛成」の声あり)
- 議 長 討論を終わります。採決します。  
議第26号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第26号「久室地区急傾斜地崩壊対策工事請負契約の変更について」は、原案のとおり可決しました。  
◇日程第5 同第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて  
同第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議 長 日程第5 同第1号及び同第2号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」の以上2件を一括議題とします。  
説明を求めます。町長。  
(町長 横家敏昭君 登壇)
- 町 長 同第1号及び同第2号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議 長 説明が終わりました。お諮りします。本件は、人事案件でありますので、この際、質疑、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。  
これにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、ただちに採決します。  
同第1号について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。よって、同第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

- 議 長 次に、同第2号について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。よって、同第2号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。  
◇日程第6 諮問第1号 人件養護委員の推薦につき意見を求めることについて  
諮問第2号 人件養護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議 長 日程第6 諮問第1号及び諮問第2号「人件養護委員の推薦につき意見を求めることについて」の以上2件を一括議題とします。  
説明を求めます。町長。  
(町長 横家敏昭君 登壇)
- 町 長 諮問第1号及び諮問第2号「人件養護委員の推薦につき意見を求めることについて」、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議 長 説明が終わりました。お諮りします。本件は、人事案件でありますので、この際、質疑、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。  
これにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、ただちに採決します。  
諮問第1号について、適任として答申することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。よって、諮問第1号「人件養護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、適任として答申することに決定しました。
- 議 長 次に、諮問第2号について、適任として答申することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。よって、諮問第2号「人件養護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、適任として答申することに決定しました。
- 7 番 動議。
- 議 長 認めます。
- 7 番 私から、緊急動議を提案したいと思います。  
(7番議員 登壇し、動議を提案)
- 7 番 私も議員になって約18年になります。この8月には任期が終わり、8月

17日告示、23日に町議会議員選挙の投開票ということを知っています。そこで、議員定数の見直しを求める緊急動議を提案したいと思います。令和2年7月15日から8月10日にかけてWEBによるアンケート結果にあるように議員定数削減の意見も見られます。また、令和元年11月29日には白川町特別職等報酬審議会による付帯意見として、人口減少に合わせ、議員定数の改革を行いたいとの意見も出ています。また、昨年の自治協議会長会の会議においても、リモート会議での実施と聞いていますが、その場でも定数削減の意見が出されたと聞いています。社会情勢や本町における財政状況を勘案すれば、財政改革に資するとともに、数十年後の白川町を見据え、スリムで機動力のある議会を目指すため、議員の定数を現在の9名から8名に削減するよう提案するものです。賛成議員には、藤井宏之君、嶋田有康君、渡邊昌俊君であります。

- 議長 午前11時00分まで暫時休憩とします。(午前10時45分)
- 議長 再開します。午前11時30分まで休憩とします。(午前11時00分)
- 議長 再開します。事務局長に説明を求めます。(午前11時30分)  
(議会事務局長 大岩裕樹君)
- 議会事務局長 全国町村議会議長会に、今回提出された動議について電話で確認いたしました。議員から出された動議についてですが、議員定数を変更する場合は、議案又は発議によって変更するのが本場で、動議を受け付けてはダメとの回答でした。
- 議長 はい。7番。
- 7番 富加町や北海道白老市など色々ところでやっております。それを参考にして出したので、一概にダメというふうではないと思います。そうすると、他の町村で動議として出ているものは全部なしになるのではないかと思います。事務局、その辺りはどうであるか。
- 議長 事務局長。
- 議会事務局長 他町村の動議における紙面での提出がどのようになっているかは把握できていませんが、今までに条例を変更する場合は、紙面で議員の皆さんに諮り、採決いただいています。口頭で議員定数を改正する案件は取扱うものではないということになります。
- 議長 はい。7番。
- 7番 しかし、私が動議で提案したときに議長は受け取っていることは、どうなるのか。私も提案していいのかを確認してから動議を出させてください。これでは納得できない。
- 議長 はい。1番。

- 1 番 訂正をお願いします。
- 議長 議長として、勉強不足のところもあり、急に動議と言われましたので、やっってくださいと発言を許したが、動議内容については重要な定数ということであり、そういったことを含め、先に資料を出していただければ良かったのですが、突然の発言であり、その時の対応を謝罪したいと思う。正しいことを進めていくということであり、皆さんが許さないのであれば、議長の不信任を出してください。
- 議長 2番。
- 2 番 7番議員の動議に対し、私見を述べさせていただきたいと思います。議員必携には、動議と日程の関係が記載されており、動議の通常定義は、会議の議事の進行の過程において、議会の意思決定を求めて議員から出される議案以外のものであって、案を備えることを必要としないものとされています。また、動議には、日程の追加を要するものとそうでないものともされています。今回の動議には賛成者があり、成立しているとは思いますが、事務局長の説明があったように今回の動議は、条例改正を必要とする内容であります。動議は口頭で差し支えないが重要なものや複雑なものは文章にすることが必要であると記載され、やはり条例改正は非常に重要なものであると思います。まずは、独立した議題であり、日程に追加するのかどうかを図っていただきたいと思います。
- 議長 はい。6番。
- 6 番 手持ち資料では、和歌山県の田辺市が最近、議員定数を減らす動議が出され、即日可決して議員定数を26人から20人にしたという記事があります。全国でも結構、このような議員定数を変更する動議が出されているようです。現実、動議が出され、そこで可決するか、否決するかは別として、この動議は議案として取り上げるべきだと思います。追加日程として、この動議を取り上げるべきであり、町民の声があるので動議として提出したのです。我々議員が、その必要はない、あるいはそうであるとする意志表示をここで言い、今後の定例会で条例改正を行うと言った追記で改正することもできると思います。議員を増やすことは、予算上執行部と相談することは必要ですが、削減を提案されたという、ただそれだけということだと思っています。
- 議長 はい。1番。
- 1 番 議長が動議を受け取ってことは誤りであったと謝ってみえます。  
追加日程にするという方法も検討しましたが、全国町村議会議長会に確認した内容によれば、議員の定数を変更するものは後に出てくる議会活性化特別委員会で定数や報酬などを検討でき、今、この定例会ではなく、様々な調

査や研究が必要だと思っています。文章もなく、動議という形での提案はふさわしくないと私も思っていますし、議会運営委員会に諮るなどして、次の6月定例会までに結論を出していく方向が良いのではないかと思います。現在は、議長の判断にお任せしたいところです。

- 議長 暫時休憩します。(午前11時41分)
- 議長 再開します。議会事務局長に説明を求めます。(午前11時48分)
- 議会事務局長 先ほど、6番議員がおしゃった和歌山県田辺市のホームページに出ている、件についてですが、動議として出され、議会の中でそれが話し合わせ、議会の意思として決定されたのかもしれませんが。しかし、議員定数を減らす、変更する場合は、条例が可決された時点で、その効力が発生する形になります。実際は、後日、条例改正を議会に出して可決されれば、条例が変更するものです。白老市の件もそうですが、議員定数を変更するような内容を動議として取扱いすることを全国町村議会議長会としては誤った方法であり、そのようなことはしてはいけないとの回答を得ています。
- 議長 はい。2番。
- 2番 議員定数を減らすことは、条例を触ることになるので、議員必携にある動議の提出の重要なものになるのか、ならないのか、重要なものに入るのであれば必ず、案を備える書類が必要と書いてあります。まずは、その判断を議長がしていただきたいと思います。議長がこの件を重要ではなく受け付けたということであれば、その後、議事日程に追加するのかを議会に諮る必要があると思います。そのどちらかを、まず最初に重要ではないので書類無しで動議として受け付けるのか、それとも動議が出された時点で書類が提出されていないので、受け付けないのかを議長の判断で進めていくべきだと思いますので、よろしくお願いします。
- 議長 それでは、議長判断として、先ほど謝罪させていただきました。大変難しい問題であり、議長判断として書類と重要な問題なので、動議として出していただくのではなく、後日、協議をいただきたいと思います。今回の動議は、否決ということで受け付けないことで、決定は議長判断としますので、よろしくお願いします。
- 議長 7番。
- 7番 審議する書類がないと言われれば、私ども持っておりますので出します。それで、審議してください。  
(7番議員が、書類を提出される)
- 議長 暫時休憩します。(午前11時52分)
- 議長 再開します。(午前11時55分)

- 議 長 この動議については、重要な内容であり、議会運営委員会に付託して協議していただきたいと思います。皆さんご意見はありませんか。  
(意見なし)
- 議 長 議会運営委員会で協議することで異議ありませんか。  
(異議なし)  
異議なしと認めます。
- ◇日程第7 発議第1号 議会活性化特別委員会の設置について
- 議 長 日程第7 発議第1号「議会活性化特別委員会の設置について」を議題とします。  
説明を求めます。6番 渡邊昌俊君。  
(6番 渡邊昌俊君君 登壇)
- 6 番 発議第1号「議会活性化特別委員会の設置について」、議案及び提案説明を朗読し、説明した。
- 議 長 説明が終わりました。  
発議第1号を原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。  
(挙手多数)
- 議 長 挙手多数であります。よって、発議第1号「議会活性化特別委員会の設置について」は、原案どおり可決しました。
- ◇追加日程第1 議会活性化特別委員の選任について
- 議 長 ただいま、議会活性化特別委員会の設置について、可決をいただきました。お諮りします。この際「議会活性化特別委員の選任について」を日程に追加することにご異議ありませんか。  
(異議なし)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって「議会活性化特別委員の選任について」を追加日程第1として、日程の順序を変更し、ただちに議題とすることに決定しました。(追加日程を配布)
- 議 長 暫時休憩します。(午後0時01分)
- 議 長 再開します。(午後0時02分)
- 議 長 午後1時30分まで休憩とします。(午後0時03分)
- 議 長 再開します。(午後1時30分)  
先ほどの動議の取扱いについて、議会運営委員会で協議された内容を報告願います。
- 議 長 議会運営委員長 6番 渡邊昌俊君。  
(議会運営委員長 渡邊昌俊君)
- 6 番 午前中に出された細江議員からの動議につきまして、議会運営委員会へ付

託された内容を、先ほど午後1時から協議しました。その結果、動議として出された案件については、提出議員からの要望もあり、それを受け止め、本日、設置された議会活性化特別委員会で6月の第2回定例会までに皆さんで協議を行い、再度報告することとなりました。

- 議長 以上のとおりですが、皆さんご異議ありませんか。  
(異議なし)
- 議長 ご異議なしと認めます。よって、この動議は、先ほど設置された議会活性化特別委員会で協議することとします。大変重要な案件であり、議会運営委員会で慎重に協議を行った結果、議会活性化特別委員会で協議することとし、6月の定例会までには結論を出すということで進めたいが、皆さんご異議ありませんか。  
(異議なし)
- 議長 ご異議なしと認め、そのように決定します。
- 議長 次に、追加日程第1「議会活性化特別委員の選任について」を議題とします。委員の選任については、9人全員の議員を指名し、ただちに委員長、副委員長の選任を行います。委員長並びに副委員長は、白川町議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員の中から互選することになっております。よって、委員会開催のため暫時休憩します。なお、委員会の会議室は、第1会議室を指定しますので、ご協議をお願いします。(午後1時34分)
- 議長 再開します。(午後1時43分)  
ただいま、議会活性化特別委員会において互選された委員長、副委員長を事務局長をして報告させます。
- 議会事務局長 議会活性化特別委員長は服部圭子君、副委員長は梅田みつよ君、以上になります。
- 議長 では、議会活性化に向けて、調査・研究をよろしくお願いします。  
◇日程第8 閉会中における議会運営委員会の継続調査について
- 議長 日程第8「閉会中における議会運営委員会の継続調査について」を議題とします。  
議会運営委員会から所管事務のうち、白川町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました申し出書のとおり、閉会中における継続調査の申し出があります。
- 議長 お諮りします。  
委員長から申し出のとおり、閉会中における継続調査とすることにご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)

- 議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、委員長から申し出のとおり、閉会中における継続調査とすることに決しました。
- 議 長 以上をもって、本定例会に付議された案件は全て議了しました。
- 議 長 お諮りします。  
今期定例会は、本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって本定例会は本日をもって閉会とします。  
ここで、町長から発言の許可を求められていますので、これを許します。  
町長。  
(町長 横家敏昭君 登壇)
- 町 長 今回、私どもが提案をいたしまして諸議案につきまして、全会一致でご協議をいただきましたことに対しまして、まず御礼を申し上げるものでございます。定番ではございますけれども、審議の過程で出ましたそれぞれのご意見等につきまして、尊重し、そしてできるものから改革をしてまいりたいというふうに思っておるところでございますと答えましたけれども、私の任期は9月の半ばまででございます。ちょっと蛇足になるかと思っておりますけれども町長に就任しまして7年半ということでございますが、前町長に引き継ぎを受けましたときにそれぞれ課題事項というものも引き継ぎ等がございました。その中で一番の課題事項というのが、最初に早急に解決をしなければいけない問題というのは、無量寿寺の問題でございました。これにつきましては早速、無量寿寺へ伺いまして、今までの関係を修復をするという形の中で了解を得ました。そして、その後県道の多治見白川線、さらにはその中に町道がございましたけれども、それぞれの改良に向けて少し進んだというような状況で今日まで来ておるものでございます。そして私が就任して間もなくでございますけれども、消滅可能都市ということで、白川町が岐阜県で一番最初に消滅するんだというような増田論文がございましたけれども、白川町の人口をいつも申し上げるんですけれども、今現在の人口が江戸時代の人口に匹敵しておるということでございます。そうしたことから、たまたま、総務省が計画をしておりました地域おこし協力隊の事業と相マッチしまして、移住交流サポートセンターの立ち上げをしたわけでございます。県下で最も人数の多い協力隊をお願いしたわけでございます。そして財政の中で、しなければいけない、もう一つ大事なことが、簡易水道浄水場の改良ということでございました。これにつきましても、これから老朽化が進んでいくわけですが



も、今年度のうちに一番課題となっておりました下金地区への改修も済ますことができたわけでございます。そして、一番ショックと言うんですか、濃飛バスの撤退ということでございます。濃飛バスの撤退をするということで町民の皆さんの交通の便を図らなければいけない。しかもこれは急にやらなければいけないということで、地域の公共交通活性化協議会等を立ち上げて、東白川村とも一緒になり今現在の状況になっておるものがございます。そして、人口の減少の中で、学校再編の問題でございます。昨年、白川小学校と白川北小学校の統合を第一弾としまして、来年度は佐見中学校と白川中学校の統合等々、これから統合が進んでいきますが、その発端を切ったという状況でございます。と申しますのは、今までの小規模校でも残すという、そういう方針の中で、その方向を180度転換せざるを得なくなったということでございます。その根本というのはやっぱり急激な人口減少でございます。これについても、議員の皆さんのご理解の上で進めさせていただくものもございます。そして、庁舎の建設につきましても、先ほど報告申し上げましたように建設予定地の内定をいたしまして、今後、具体的な設計等々に進ませていただくものもございます。そして、50年にわたる念願でございました、国道41号のトンネル改修について、今年すでに工事が始まったわけでございます。10年を目途に工事の完成を願うものもございます。

そうした諸議案につきまは、実は、それに携わる職員というのは全て初めての経験でございます。例えば学校給食の民営化等につきましてもそうでございますけれども、初めて経験することばかりで職員には本当に苦勞をかけたなという思いでおるところでございます。そのことに、本当に報いてくれておるということに改めて感謝をするものもございます。政治の中で一番大事なことは、筋を正すということだというふうに私は考えておりました。いろんな中で頑固な部分もございしますが、そうした流れの中でやっぱりそのことをやっぱり第1に考えながら運営をしたものもございます。けれども、マッカッサーは老兵は死なず、ただ立ち去るのみという言葉を残しております。私も9月の任期の満了の時点で立ち去るということを決意をいたしまして、皆さんに報告を申し上げ、閉会のお礼の挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

- 議長 大変長い間、第1回定例会ということで、新年度の予算、1番重要な予算を審議していただきまして、本当に皆さんありがとうございました。議長として勉強不足で大変ご迷惑をおかけしましたが、無事に新年度予算が成立し、それを効率的に推進していく。町の発展のために尽くすということござい

ます。そして、8月、9月が私たち町長並びに議員の任期満了ということでございます。任期満了まで町民の皆様のために気を抜くことなく頑張っていきたいと思っておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いを申し上げまして、本日の議会を終了させていただきます。

これをもって、令和3年白川町議会第1回定例会を閉会いたします。どうもご苦勞様でございました。（午後1時52分 了）

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員